

ご意見を募集します

事務事業見直しのための 仕分け結果について

今年2月18日に「23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」を実施しました。仕分け作業は、市民委員7人が2班に分かれて、各班7事業ずつ、合計14事業について事業担当課からの説明を受け、質疑応答・議論を経た後に仕分け結果を発表しました。当日は40人の方が傍聴されました。

【意見募集期間】5月15日(火)～6月4日(月)。消印有効

【資料閲覧場所】5月15日(火)から企画調整課(市役所4階)、市政情報コーナー(同2階)、各図書館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます

【意見提出方法】件名「事務事業見直しのための仕分け結果に対する意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)20代・0・7702へ。

外国人住民の方に

仮住民票をお送りします

7月9日(月)から新たな在留管理制度が導入され、外国人登録制度は廃止されることになりました。新制度の対象となる外国人住民の方は、住民票に登録されるようになります。対象となる方には、5月7日基準日で仮住民票を作成し、5月中旬に本人に「仮住民票記載事項通知」を送付します。

教育費の一部援助を行います

また、複数国籍世帯において、世帯主・続柄が変更になる日本人の方には、「住民票記載事項変更通知」を送付します。



通知内容に誤りがあった場合は、お早目に市民課☎47

市では経済的な理由などによって、公立小・中学校でかかる費用が非常に大きな負担となっているご家庭に対して、教育費の一部を援助しています。また、手続きをしていない方や新たに市外から転入した方は、学務課(市役所6階)70・7779へ。



お忘れなく！ 軽自動車税の納期限は5月31日です

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「24年度軽自動車税」の納期限は、5月31日(木)です。5月11日に発送した納税通知書に記載されている金融機関でお納めください。

【注意】身体障害者、精神障害者、常時介護者で減免を受けようとする場合には、5月24日(木)までに課税課市民税係(市役所2階)へ申請

介護保険 運営協議会

被保険者を代表する 委員を募集します

※現在、外国人登録上の氏名に簡体字などの漢字が使われている方は、法務省の告示において規定された正字の範囲に置き換えた氏名で登録されます。

【該当要件】この制度を受けられるご家庭は、お子さんと同居する方全員が次の項目のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護の停止または廃止を受けた方
②市民税・都民税、固定資産税、国民年金などの掛け金が減免の方
③児童扶養手当の支給を受けている方
④生活保護基準に準ずる世帯(準要保護)で、生計を同一とする家族全員が23年度の総収入が認定基準以下の方

詳しくは学務課(市役所6階)70・7779へ。

が必要です。その際には納税通知書のほか、身体障害者手帳など、運転者の免許証、認め印を持参してください。なお、前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかる報告書を提出した方は、改めて申請の必要はありません。詳しくは市ホームページまたは同係☎470・7777(内線2331・2332)へ。



納期内納税キャンペーンを 東久留米駅頭で行います

5月15日(火)に東久留米駅頭で「納期内納税キャンペーン」を実施します。毎年、市職員が駅頭に立ち、市税の納期限です。最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行郵便局)でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

【募集期間】5月15日(火)～6月14日(木)。消印有効

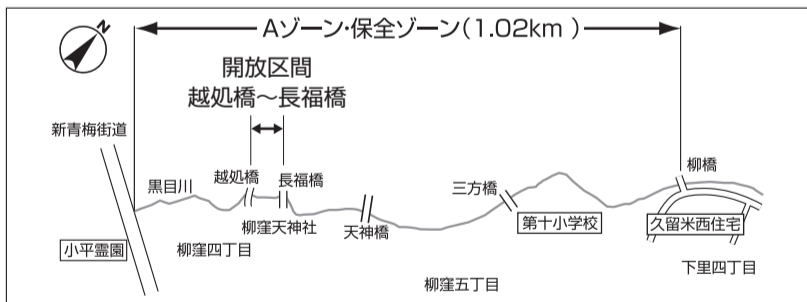
【応募方法】「地域包括ケアの実現に向けて」をテーマに1200字程度にまとめ、氏名・住所・年齢・職業・電話番号を記入した書類を次の方法で提出してください(様式は任意)。

【応募方法】応募書類をもとに選考します。提出された書類は返却しません。詳しくは同課☎470・7777(内線2553)へ。

ご推薦ください

身近な方や団体で 善行などをされた方

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、表彰式典を開催しています。式典では市



遊歩道を開放しました

黒目川上流域(長福橋～越処橋)

市では公共下水道雨水整備に合わせ、黒目川上流域が親水機能を付加した良好な水辺環境となるよう整備を進めています。これまで柳橋～長福橋の区間が完成し、多くの方に水辺に親しんでいただいています。

道路占用料など 公共物占用料を改正しました

4月1日から市の管理する道路・水路などに係る占用料が改正になりました。詳しくは施設管理課管理調整担当☎470・7764へ。



20歳になったら 「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することその一つです。国民年金は、日本に住んでいる20歳～60歳の全ての方が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより

住宅の増・改築から修繕まで 建築職人さんを紹介しします

住宅の増・改築から修繕まで

市では、市民の皆さんの家屋修理・改築などに応じられるよう、市内の建設業団体と協定を結び、大工・左官・塗装・配管・屋根・畳・タイル張りなどの修理・改築等の業者を住宅あつせん協議会を通じて紹介しています。ぜひご利用ください。



詳しくは同担当☎470・7712へ。